

滋賀医科大学内部監査実施規程

平成16年10月27日制定

令和2年2月3日改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）監査室規程第2条第1号の規定に基づき監査室が行う本学における内部監査の実施等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 内部監査は、本学の運営状況を適法性と妥当性の観点から公正かつ客観的な立場で調査及び検証し、その監査結果に基づき助言、提案等を行うことにより、本学の健全な運営に資することを目的とする。

(内部監査の対象)

第3条 内部監査は、本学の業務全般について実施するものとする。

(内部監査の種類)

第4条 内部監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査
- (2) 会計監査

(内部監査の区分)

第5条 内部監査の区分は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査 次条に規定する内部監査計画書に基づき実施する監査
- (2) 臨時監査 学長又は監査室長が必要と認めた場合に実施する監査

(内部監査計画)

第6条 監査室長は、毎事業年度の始めに、内部監査の基本方針、実施事項、日程、方法等を定めた内部監査計画書（以下「監査計画書」という。）を作成し、学長の承認を得なければならない。

(内部監査実施計画)

第7条 監査室長は、内部監査を実施するときは、あらかじめ内部監査実施計画書を作成しなければならない。

(内部監査の統括及び監査担当者)

第8条 内部監査は、学長の命により、監査室長が統括し、監査担当者として監査室職員が実施するものとする。

- 2 監査室長は、必要に応じ監査室職員以外の職員を監査担当者に指名して、内部監査に協力させることができる。
- 3 監査室長は、内部監査の実施に際し監査チームを編成し、責任者を任命するものと

する。

(監査担当者の権限)

第9条 監査担当者は、内部監査を実施するに当たり、被監査部署の職員に対し必要な質問を行い、帳簿及び事務書類の提出、事実の説明、書類の作成その他必要な事項を求めることができる。

2 被監査部署は、前項の求めに対して、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

3 監査担当者は、内部監査の遂行上学長が必要と認めた場合は、本学で開催される監査内容に係る会議、委員会等への出席又は議事録の閲覧を求めることができる。

(監査担当者の遵守事項)

第10条 監査担当者は、常に公正不偏に監査を実施しなければならない。

2 監査担当者は、被監査部署の業務に関し、直接指揮命令を行ってはならない。

3 監査担当者は、被監査部署の業務に支障を与えないよう配慮しなければならない。

4 監査担当者は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(被監査部署の協力)

第11条 被監査部署は、内部監査が円滑に遂行されるよう監査担当者に協力しなければならない。

(監事等との連携)

第12条 監査室は、監事及び会計監査人と連携又は調整し、内部監査の効率向上に努めなければならない。

(内部監査の通知)

第13条 監査室長は、内部監査を実施する場合は、あらかじめ被監査部署の長に文書で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない

(内部監査の方法)

第14条 内部監査は、書面監査、実地監査又はこれらの併用によって実施する。

(監査終了後の意見交換)

第15条 監査担当者等は、内部監査終了後、結果の説明及び問題点等の確認のため、被監査部署の役職員と意見交換を行うものとする。

(監査結果等の報告)

第16条 監査担当者は、内部監査を行った場合は、内部監査終了後速やかに当該監査結果について内部監査報告書を作成し、監査室長に報告するものとする。

2 監査室長は、内部監査報告書により、監査結果を学長及び被監査部署の長に報告するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、監査結果につき緊急を要すると認めた事項については、口頭により報告することができる。

(監査結果の措置)

第17条 学長は、内部監査報告書により改善が必要と認めた場合は、監事に意見を聞いた上で、被監査部署の長に対し改善措置を命ずるものとする。

(改善措置の実施及び報告)

第18条 前条により改善措置を命ぜられた被監査部署の長は、速やかに改善措置を講じ、その結果を学長に報告しなければならない。

(改善措置の事後監査)

第19条 学長は、監査室長に命じ、改善措置を行った被監査部署に対し、再度監査を実施させるものとする。

(雑則)

第20条 この規程に定めるもののほか、内部監査に関し必要な事項は、監査室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年7月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年2月3日から施行する。